

答申第 120 号

答 申

第 1 審査会の結論

沖縄県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、本件審査請求の対象となった公文書に係る開示決定は、結論において妥当である。

第 2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和元年 8 月 16 日付けで実施機関に対して、「2019 年 3 月 18 日、台湾大学より返還された遺骨について、台湾大学より受け取った書類（返還に際しての取り決めなど）すべての公文書、協議書」について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 第三者への意見照会

実施機関は、本件請求に係る対象公文書を、「国立台湾大学、沖縄県教育委員会及び今帰仁村教育委員会間における沖縄人骨移管協議書」（以下「本件公文書」という。）と特定し、本件公文書に、第三者である国立台湾大学に関する情報が記載されていることから、条例第 16 条第 1 項の規定により、国立台湾大学に対して、令和元年 9 月 6 日付けのメールで公文書の開示に係る意見照会を行った。

これに対して、国立台湾大学から令和元年 9 月 19 日付けのメールで、開示に了解する旨の回答があった。

3 実施機関の決定

実施機関は、国立台湾大学に対する意見照会の手続を経て、公文書開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年 9 月 25 日付けで審査請求人へ通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和元年 12 月 13 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

5 諮問

実施機関は、条例第 21 条の規定により、令和 2 年 3 月 5 日付けで沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

公文書開示請求ですべて開示するように請求したが、どれくらいの公文書があるかも知らされないまま一部の公文書だけを開示されたので、全て開示してほしい。

2 審査請求の理由

実施機関が持っている公文書がどれだけあるのか、またその文書名も知らされずに、実施機関の担当者から「1枚だけの文書名」しか教えてくれなかった。

第4 実施機関の弁明書（要旨）

公文書開示請求書の記載内容では、開示請求に係る公文書の特定が困難であったことから、審査請求人から意見聴取した結果、特定された文書が1件であったため、条例第11条第1項の規定により、本件公文書を開示した。

第5 弁明書に対する審査請求人の反論書（要旨）

実施機関は「特定された文書が1件であった」と主張しているが、全ての公文書を請求しており、1件の本件公文書だけを薦めたのは2人の担当職員で、後にその他にも多くの公文書が存在することが判明した。

審査請求人は、実施機関がどういう文書や資料を所有しているか知ることができなかった。令和元年3月18日から審査請求人が情報開示を求める8月16日までの4月間、実施機関は文書の適正な管理を行っていない。

最初の段階で、所有するすべての公文書の存在を示すべきであったので、実施機関は不作為と言われても仕方がない対応である。このことは県民に不信感を与える原因となる。

また、実施機関が積極的に説明開示したものではなく、1件に絞って開示したのは開示をなるべくしないようにする思惑があると思われる対応である。

実施機関で遺骨移管の件について課内で検討し、後に教育長と調整したと述べているが、「沖縄人骨移管協議書」には、「2. 当該人骨は埋葬処理されることなく、人類の重要な文化的遺産として永続的に保存される。」とすでに再埋葬しないことが明記されている。実施機関においては審査請求人が請求する前から開示しない意思が形成されていたと思われる要素がある。

第6 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、平成30年11月14日に、国立台湾大学、沖縄県教育委員会及び今帰仁村教育委員会（以下「国立台湾大学等」という。）間において締結された協議書である。

審査会が、本件公文書を見分したところ、本件公文書は、沖縄の先人の人骨を、

国立台湾大学から沖縄県及び今帰仁村へ移管するため、国立台湾大学等において移管に関する条件のもとに同意し署名した協議書であり、本件請求に係る「台湾大学より受け取った書類（返還に際しての取り決めなど）」に該当し、実施機関が行った本件処分は妥当である。

2 他の対象公文書について

一方、審査請求人は、審査請求書において「公文書開示請求ですべて開示するように請求したが、どれくらいの公文書があるかも知られないまま一部の公文書だけを開示されたので、全て開示してほしい。」と主張して、開示決定された協議書以外の対象公文書の存否及びその開示を求めている。

審査請求の趣旨を踏まえ、審査会は実施機関に対して、本件請求に係る「台湾大学より受け取った書類（返還に際しての取り決めなど）すべての公文書」について、改めて他の対象公文書の保有の有無の確認を求めた。

その結果、実施機関から、本件処分後に審査請求人から令和元年10月4日付けで提出された、新たな公文書開示請求に係る対象公文書として特定し、当該公文書開示請求に対して公文書部分開示決定を行っている「沖縄人骨の確認・移管検収書」及び「移管台帳」並びに審査請求人へ情報提供を行っている「2017年11月2日付け琉球人骨の返還に関する書簡への回答書」（以下「当該公文書」という。）について、「台湾大学より受け取った書類」であり、本件請求に係る対象公文書に該当する旨の回答があった。

これを受けて審査会において、当該公文書を見分したところ、当該公文書のうち前者は、国立台湾大学がこれまで保管していた沖縄人骨を沖縄県へ移送するために、国立台湾大学等の担当者等が、当該移送に係る荷造りの作業状況を確認するために作成及び署名した公文書であり、後者は、平成29年11月29日付け校医字第1060096757号で中華民国国立台湾大学学院院长から日本国沖縄県教育委員会教育長あてに送付された「2017年11月2日付け琉球人骨の返還に関する書簡への回答書」であり、これらの公文書は本件請求に係る「台湾大学より受け取った書類」に該当し、本来、対象公文書として特定すべきであった。その点において、審査請求人は開示請求の段階で文書範囲の特定等について、実施機関から適切な教示を受けていなかったことが認められる。

しかし、当該公文書は、上記のように、本件処分後の新たな公文書開示請求に係る対象公文書として特定され、公文書部分開示決定等が既に行われており、本件処分を取り消して、改めて開示決定等の処分を行う意義は乏しい。

したがって、本件処分については、結論において妥当と言わざるを得ない。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 付言

条例第6条第2項の規定において、「実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考と

なる情報を提供するよう努めなければならない」と定め、実施機関に対して参考情報を提供する努力義務が課されているところ、実施機関にあつては本件請求に係る対象公文書の特定にあたり、情報提供が不十分であり、審査請求人に対する当該努力義務が十分に果たせていなかったと言える。

今後、実施機関においては、開示請求に係る対象公文書の特定にあつては、特定漏れがないよう請求内容を精査し、開示請求者へ、開示請求に係る参考となる情報の提供に努め、適切な教示を行うよう改善を要望する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理者
渡名喜 庸安	琉球大学名誉教授	会長 ※令和2年3月30日から
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和2年3月6日	諮問書受理
令和2年7月1日	審議（第315回）
令和2年8月12日	審議（第316回）
令和2年9月16日	審議（第317回）